

## 緊急小口資金・総合支援資金特例貸付の据置期間の延長について

令和3年11月22日、厚生労働省において生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について、一部改正がなされ、据置期間が以下のとおりとなりましたのでご案内いたします。

※据置期間：返済が猶予される期間

### 【据置期間延長対象となる貸付について】

#### ○緊急小口資金特例貸付

- ・令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末まで据置期間を延長する。

#### ○総合支援資金特例貸付（初回貸付）

- ・令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末まで据置期間を延長する。

#### ○総合支援資金特例貸付（延長貸付）

- ・据置期間を2年以内に延長する
- ・令和5年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和5年12月末まで据置期間を延長する。

#### ○総合支援資金特例貸付（再貸付）

- ・据置期間を3年以内に延長する
- ・令和6年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和6年12月末まで据置期間を延長する。

一部改正を受けて、対象となる上記の貸付においては、申込書・借用書の記載内容及び、本会から通知する貸付決定通知書の記載に関わらず、一律、据置期間を延長することで取扱い、その償還開始日を該当年の1月26日からいたします。

なお、据置期間の延長について、対象となる借受人の方へは、改めて本会より通知いたします。その通知内容において、据置期間の延長を希望されない借受人の方への対応についても記載しておりますので、据置期間の延長を希望されない場合は回答してください。